

政策決定会議概要（7月28日開催分）

日時 平成29年7月28日（金曜日）12時45分～13時15分
場所 市役所本館2階 会議室

【案件】（仮称）西南生涯学習センターの整備に伴う条例改正について

出席者

委員 市長、副市長（市政統括監事務取扱）
担当部 子ども未来創造局担当部長（生涯学習担当）、同局副理事兼生涯学習・市民活動室長、同室西南公民館長、同館参事
事務局 市政統括政策推進室職員

確認事項

- ・学習センターとしての位置付けについて
- ・使用料の設定について

結論

- ・原案を了とし、議案提出の準備を進めること。

質疑・意見等

Q: 公民館ではなく生涯学習センターとして位置付ける意義は何か。

A: 現在、中央および東生涯学習センターと西南公民館は市民にとってほぼ同じ使われ方をしている中、学習センターは有料、公民館は減免により実態として無料となっており、公平性を欠いている。

これまでは2つの生涯学習センターに比べ西南公民館が老朽化して使い難いなどの課題があったが、このたび建替えて、他の2館と同等もしくはより高機能な施設となることから、3つめの生涯学習センターとして位置付け、すべての市民に公平に利用いただきたいと考えるもの。

Q: 使用料は、他の2館の設定を踏襲していると考えてよいか。

A: 基本的には、既存2館の同等・類似の部屋の使用料をベースとしつつ、類似室よりも大幅に機能向上している部屋については、そのグレードに応じた料金設定としたい。

以上